

|                                            |       |           |                                                                                       |
|--------------------------------------------|-------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 岡山県公報                                      |       | 発行<br>岡山県 |  |
| 目次                                         |       | 担当課（室）    |                                                                                       |
| ○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則<br>【規則】<br>（県例規集登載） | 税務課   |           |                                                                                       |
| ○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正<br>【告示】<br>（県例規集登載）  | 産業振興課 |           |                                                                                       |
| ○ 保安林の解除予定<br>【公告】                         | 治山課   |           |                                                                                       |
| ○ 公共測量の実施<br>監理課                           |       |           |                                                                                       |
| ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了<br>建築指導課           |       |           |                                                                                       |
|                                            |       | 目次        |                                                                                       |
|                                            |       | 担当課（室）    |                                                                                       |

◎岡山県規則第五十三号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の四中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 利子等に係る県民税並びにその延滞金及び加算金
- 三 特定配当等に係る県民税並びにその延滞金及び加算金
- 四 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びにその延滞金及び加算金

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

# 令和3年9月3日 岡山県公報 第12324号

## ◎岡山県告示第四百七十八号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表産業労働部の部産業振興課の項1中「~~第二分課~~」を「~~第二分課~~」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

# 令和3年9月3日 岡山県公報 第12324号

## ◎岡山県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和三年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

倉敷市真備町妹字布引二三四五の八五

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

用排水路用地とするため

〔三七二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年九月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 倉敷市福田町古新田地区            | 測量区域  |
| 公共測量（基準点測量）            | 測量の種類 |
| 令和三年九月一日から令和四年二月二十八日まで | 測量期間  |

# 令和3年9月3日 岡山県公報 第12324号

〔三七三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年九月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手栢寺元二九五―二七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅南二丁目四―一ビレッジハウス真壁一―三〇一

岡 啓介

三 許可年月日及び許可番号

令和三年六月八日岡山県指令建指第八二号